

～ 物価高騰対策リフォーム事業 ～
 ≪ 令和6年度 物価高騰対策 ≫
糸魚川市住宅・店舗リフォーム補助金

糸魚川市では、物価高騰の影響を受けている生活者を支援し、リフォーム工事の需要喚起による地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者による住宅・店舗のリフォーム工事等にかかる経費の一部を補助します。

【受付期間】 令和6年4月1日(月)～令和6年7月1日(月)

※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選により交付対象者を決定します。

【受付時間】 月曜～金曜 8:30～17:15（土、日、祝日は除く）

【受付場所】 市役所3階 建設課、能生事務所 施設係、青海事務所 振興係

1 事業の概要

(1) 補助対象者 ≪次の条件を全て満たすもの≫		
	リフォーム	被災住宅等修繕
住宅	(1) 市内に住民登録があり、居住している方 ※個人が定住を目的に購入または購入する予定の空き家住宅の改修工事を実施し、改修工事完了後、糸魚川市に住民登録し、その住宅に居住する者は対象となります。 (2) 住宅用火災警報器を設置していること。	・市内に住民登録があり、居住している方
店舗	・市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者のうち、店舗を使用して小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業又は娯楽業を営むもの ただし、以下のいずれにも該当しないこと。	・市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者のうち、店舗を使用して営むもの ただし、以下のいずれにも該当しないこと。
	ア 床面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗で事業を営む者 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者で、風営法第3条第1項の許可を受けていない者 ウ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者 エ 糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第1号又は第2号に該当する者 オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に違反する者 カ 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む者	
共通	・市税の滞納がないこと。	

(2) 補助対象建築物 《次の条件を全て満たすもの》		
	リフォーム	被災住宅等修繕
住宅	(1) 市内の建築物で居住用のもの（分譲型マンションで居住者の所有箇所を含む。） (2) 所有者または所有者の親族（3親等以内）が住民登録し居住しているもの	
	《注意：対象とならないもの》 ・賃貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家） ・居住者がいない住宅（空き家、別荘等）	《注意：対象とならないもの》 ・賃貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家） ・居住者がいない住宅（空き家、別荘等） ・能登半島地震に係る罹災証明を受け、その判定結果が準半壊以上である住宅
店舗	・糸魚川市内にあり、顧客との対面による事業（販売・サービスの提供等）の用に供するため、中小企業者が所有・賃借している建築物及び当該建築物に附帯する屋外施設	・糸魚川市内にあり、中小企業者が所有・賃借している建築物及び当該建築物に附帯する屋外施設
共通	・店舗併用住宅の場合は、住宅または店舗のいずれか一方を補助対象とする。	
		・能登半島地震発生以降に、地震により一部破損した補助対象建築物を修繕する工事であれば、申請日時点で着工及び完了済みの工事も補助対象になります。 ・罹災証明書または被災届出証明書の発行により被災状況を確認しますが、 <u>罹災証明書または被災届出証明書の交付申請をしていない場合は、施工前の写真等により確認</u> します。 ※被災状況が確認できない場合は対象外です。

(3) 補助対象工事 《次の条件を全て満たすもの》		
	リフォーム	被災住宅等修繕
住宅	・市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者（個人事業主を含む。）が行う工事	・市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者（個人事業主を含む。）が行う工事 ※やむを得ない場合は市外の施工業者も可とします。
店舗	(1) 次のいずれかに該当する工事等 ① 店舗の一部の改築又は増築工事 ② 外壁工事、耐震補強工事その他の店舗の耐久性を高める工事 ③ 看板設置、内装工事、照明器具の入替え工事その他の店舗の集客力を高める工事 ④ バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の店舗の安全上又は防災上必要な工事 ⑤ 空調、冷暖房機器等の設置工事その他の店舗の快適性を向上するための工事 ⑥ 来店者用のトイレ、洗面台等の設置工事その他の店舗の衛生上必要な工事 ⑦ POS レジの導入、事業用電算システムの整備その他の事業効率を高める設備の導入 ⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事又は事業用備品等の導入 ※⑦は、販売業者による有料の運搬、組立、設置作業等を伴う場合に限る。 (2) 市内に本社（本店）又は支社（支店）を有する施工業者及び販売業者（個人事業主を含む。）が行う改装工事、店舗機能の向上を果たす事業用備品等の導入（車両の購入・更新を除く。）	・市内に本社（本店）又は支社（支店）を有する施工業者（個人事業主を含む。）が行う改装工事 ※やむを得ない場合は市外の施工業者も可とします。

(3) 補助対象工事 <次の条件を全て満たすもの>		
	リフォーム	被災住宅等修繕
共通	(1) リフォーム工事にかかる補助対象工事費が、 <u>10万円(税込)</u> 以上のもの ※対象工事は、5ページ「2 補助対象・対象外工事一覧」をご参照ください。 (2) 他の制度の補助金等を受け取って行う工事ではないこと。 (3) 補助金交付決定後に着手する工事であること。 <注意：対象とならないもの> (1) リフォーム工事で、申請前に着工している工事または完了している工事 (2) 見積り、設計にかかる費用 (3) 家電製品及び家具等の購入費用（工事を伴わないもの及び軽微な設置工事のもの） (4) 申請者が自ら行う工事及び事業用備品等の導入にかかる費用	
	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の「交付決定前事業着手」を記入、誓約することで、事前着手も可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震により破損または故障した箇所について、本来の状態もしくは機能に回復し、または同等の物と交換する工事 申請書の「交付決定前事業着手」を記入、誓約することで、事前着手も可能です。 能登半島により一部破損した補助対象建築物を、令和6年3月31日以前に修繕した工事の事前着手も可能です。

(4) 補助金額
[基本分] 補助対象工事費(税込)の1/4(1,000円未満切捨て) [上限額] 上限10万円

(5) 予算額
4,000万円

(6) 申込方法
①申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付する。 ②市役所3階建設課、能生事務所、青海事務所に提出してください。 （提出いただいた書類については、返却できません。） ※ 詳しくは、「3 手続きの流れ」をご参照ください。

(7) 交付決定（不決定）通知
令和6年7月中旬を予定

(8) 実績報告
工事完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。 最終期限：令和6年12月27日(金)まで ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、 令和7年2月28日(金)まで延長可

ご注意ください

- (1) 申請書の内容をよく確認の上、記入してください。補助金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けた時、または交付決定に付した条件に反した時は、補助金の交付決定を取り消すこともあります。なお、既に補助金が支払い済みである場合は、補助金の返還を求めます。
- (2) 申請額が補助予定額を超えた場合は抽選を行い、補助対象者を決定いたします。抽選結果により補助金の交付ができない場合があります。なお、抽選結果については、公表いたしません。
- (3) 補助金の交付を受けようとする方は、必ず工事を行う前に申請し、交付決定を受けてから工事に着手してください。交付決定前に工事を行う必要がある場合には必ず、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約してください。
(※6ページ「時系列イメージ図」をご参照ください。)
- (4) リフォーム工事で、交付申請前に行った工事（または工事中）は、対象外です。
- (5) 補助金の交付の回数は、同一の個人住宅等及び店舗において1回を限度とします。
- (6) 交付決定前、または交付決定後に現場を確認させていただく場合があります。

2 補助対象・対象外工事一覧

主な対象工事の例を記載しています。ご不明な点は、お問い合わせください。

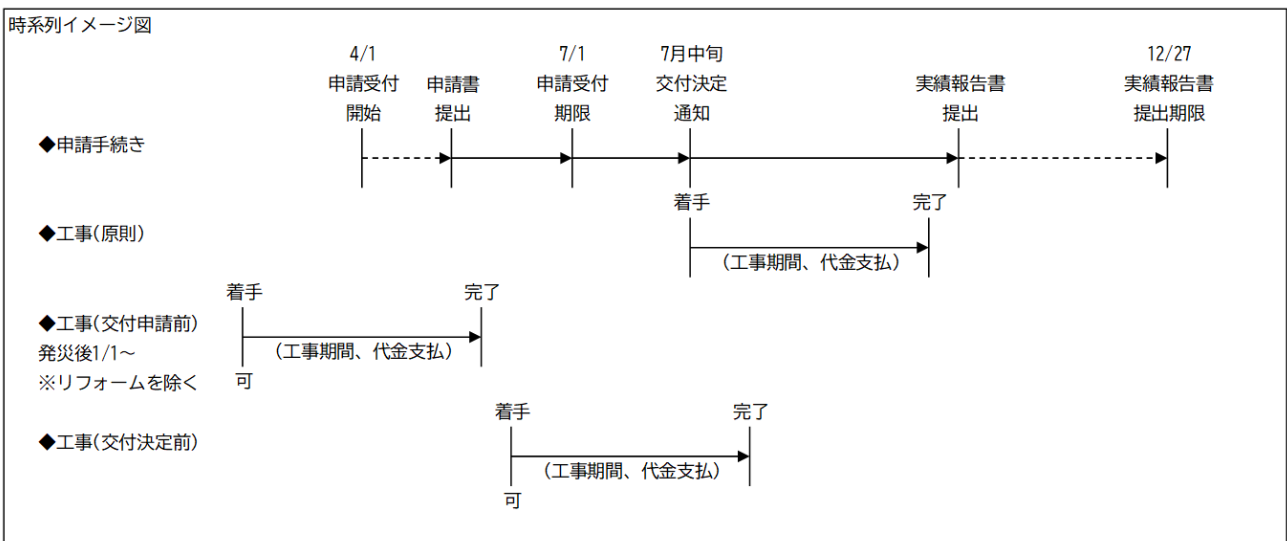
○…対象、△…条件により対象、×…対象外

工種	住宅	店舗	対象工事の例	特記事項
増築	○	○	家屋、店舗の増築、拡張	
機能アップ	○	○	防水工事	
	○	○	防音工事	
	○	○	補強工事	
	○	○	断熱化工事	
外装	○	○	屋根の改修・葺替	
	○	○	外壁の改修	
	○	○	風除室、ポーチ、ベランダ等の設置・改修	
	○	○	克雪化工事	雪止め金物、雪庇防止フェンスの設置等
開口部	○	○	高断熱窓の設置	
	○	○	ドア（断熱、防音、防犯）の設置	
	○	○	シャッターの設置・改修	
		○	自動ドアの設置・改修	
内装	○	○	床・壁・天井の改修、間取りの変更	
	○	○	壁紙・襖の貼替え、左官壁の塗替え、内壁の塗装	
	○	○	畳の入替、表替	
	○	○	段差解消、手すりの設置・改修	
	△	△	照明器具の設置・改修、LED化	配線工事を伴うもの
冷暖房	△	○	エアコンの設置	空気清浄機能、換気機能付きに限る。 ※ 該当する製品型番は、国土交通省の専用HP（住宅省エネ2024キャンペーン）でご確認ください。記載されている機種が対象になります。
	○		床暖房（浴室、脱衣所等）	
	○	○	ベレット・薪ストーブの改修	
配管・水回り	○	○	トイレの改修、洋式化、節水型への改修	便座のみの交換は対象外
	○		浴室の改修、高断熱浴槽・浴室乾燥機の設置	
	○	○	洗面台の設置、節湯水栓の設置	
	○	○	給湯器の設置、高効率給湯器の設置	
	○		汎用キッチン等の設置・改修、ビルトイン型食器洗機・シンク	
	○	○	給排水管、ガス管の改修	
	○	○	下水道の繋ぎ込み、合併処理浄化槽の設置	
		○		
外構	○	△	フェンス、塀、門の設置・改修	来店者が利用する箇所に限る。
	○	△	敷地内の舗装、土間コンクリート・土台の改修	来店者が利用する箇所に限る。
		○	駐車場の整備	
付属家	△		車庫・カーポートの新築・増築・改修	住宅と同一敷地内または半径300m以内に限る。
	△		倉庫、小屋の新築・増築・改修	住宅と同一敷地内に限る。
その他	○	○	防犯カメラの設置	配線工事を伴うもの
		○	キャッシュレス決済機器の導入・入替	
対象外	△	△	交付申請前の工事（着工、完工）	能登半島地震発生以降に、地震により一部破損した補助対象建築物を修繕する工事であって、「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手も可
	×	×	土地の造成（埋立、整地等）	リフォーム工事ではないため
	×	×	住宅、店舗の新築	リフォーム工事ではないため
	×		住宅と別の敷地にある倉庫、小屋の改修・修繕	リフォーム工事ではないため
		×	事務室・車庫・物置等の増設・改築	来店者が利用しないスペースのため
	×		庭の改修	リフォーム工事ではないため
	×	×	家具の購入、カーテン・ブラインド等の設置	製品の購入が主なため
	×	×	家電製品の購入	工事が伴わないため
	×	×	購入者が運搬、組立、設置する備品等の購入	工事が伴わないため
	×	×	自動車の購入・更新	リフォーム工事ではないため
×	×	シロアリ駆除	リフォーム工事ではないため	

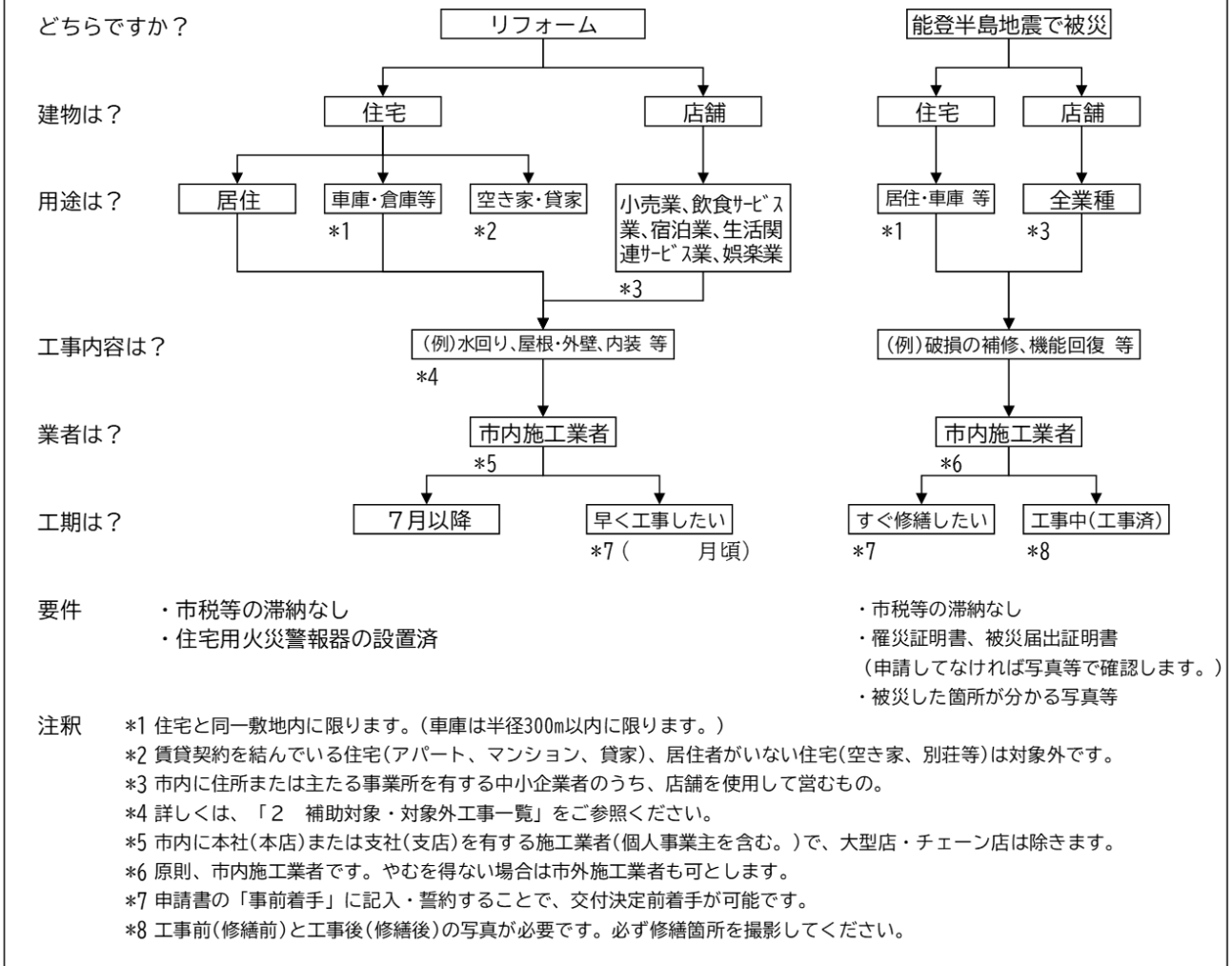
3 手続きの流れ（申請から交付まで）



- ◆申請者は、「補助金交付申請書兼同意書」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。
- 交付決定前に工事を行う必要がある場合は、「交付決定前事業着手」の記入・誓約を行ってください。
- ※ 能登半島地震発生以降に、地震により一部破損した補助対象建築物を修繕する工事であれば、発注済みの工事も補助対象になります。
- 「交付申請書兼同意書」内で事前着手の申出をすることで、交付申請又は交付決定前の工事着手も可能です。（必ず、工事着手前に工事箇所の写真を撮影してください。）
- 申請が予算額を超えた場合は、抽選により決定します。
- 書類審査後、補助金交付の可否を決定し、通知いたします。
- 令和6年7月中旬を予定しています。
- 実績報告の際、施工中の写真が必要となりますので、撮り忘れにご注意ください。
- ◆内容変更の場合は「変更承認申請書」、中止する場合は「中止届」に必要事項を記載のうえ、提出してください。
- ◆工事完了後、速やかに（工事完了後1か月以内）実績報告書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。
- 書類審査後、1か月程度で指定口座に振り込みいたします。



流れ（フローチャート）



4 申請の手続き

申請書の提出 <工事实施前>	
住宅	店舗
<p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器の設置状況の写真 ※地震により一部破損した補助対象建築物を修繕する工事を除く <input type="checkbox"/> 製品型番等が分かる書類の写し ※エアコン設置工事を行う場合 <p><空き家リフォームの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建物売買契約書の写し ※空き家住宅を購入して改修する場合 <input type="checkbox"/> 納税証明書 ※市外在住者が空き家住宅を購入して改修する場合 	<p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し ※改装等を行う店舗を賃借している場合 <input type="checkbox"/> 法令に基づく営業許可書の写し ※営業許可等を要する店舗

必要書類を整えて、受付期間中に提出してください。

＜受付期間＞ 令和6年4月1日（月）から令和6年7月1日（月）まで

※ 申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選により交付対象者を決定します。
（抽選の結果は、公表しません。）

＜提出書類（共通）＞

- 補助金交付申請書兼同意書
- 補助対象工事に係る見積書の写し（施工業者の押印があるもの）
- 施工場所の位置図
- 補助対象工事の実施箇所を示す工事図面または見取図
- 補助対象工事の実施箇所に係る施工前の写真

実績報告書の提出 ＜工事完了後＞

工事完了後、速やかに必要書類を整えて提出してください。

＜提出期限＞ 工事完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。

最終期限：令和6年12月27日(金)まで ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、令和7年2月28日(金)まで延長可

＜提出書類＞

- 補助金実績報告書
- 補助対象工事の施工箇所の「施工中」及び「完了後」の写真
- 補助対象工事の明細を記載した契約書または請求書の写し
- 補助対象工事に係る領収書等の支払いを証明する書類の写し
- アンケート回答用紙

＜該当する場合＞


- 納品書の写し（納入者、納入先、製品型番等が記載されたもの）※エアコン設置工事を行った場合
- 検査済証または建築工事届の写し ※建築基準法に規定する届け出を行った場合
- 住民票 ※市外在住者が空き家住宅を購入して改修工事を行った場合

5 お問い合わせ (Q&A)

No.	ご質問 (Q)	回答 (A)
手続き関係		
1	（補助金の併用） この補助金以外の補助制度を利用する予定ですが、補助を受けることはできますか？	同一の工事内容について、他の制度と併用して補助金交付はできません。 他の補助金や補償の給付等について、比較・検討のうえ、申請者でご判断をお願いします。 ※参考までに「6 他の支援制度」をご参照ください。
2	（保険の併用） 保険金が支払われる場合は、補助を受けることはできますか？	併用は可能です。 ただし、保険金（補償、給付等）の支払い金額に影響（減額）される場合がありますので、加入保険の契約内容をご確認ください。

3	<p>(申請者) 申請者は、だれになりますか？</p>	<p><住宅> 申請する住宅に居住し、所有している方です。 所有者が別住所の場合（3親等以内親族の所有に限る。）は、居住者が申請者になります。（※所有者の承諾が必要）</p> <p><店舗> 事業を行っている代表者（事業主）です。</p> <p><共通> 交付申請書は、施工業者が代理として窓口に持参いただいても結構です。</p>
4	<p>(要件) 住宅用火災警報器の設置を申請の要件にしている理由は？</p>	<p>住宅用火災警報器は、就寝中の逃げ遅れを防ぐため、消防法で定められています。 未設置や設置から10年以上経過して電池切れ等もあることからリフォーム工事の際に、設置や交換を促進したいものです。</p>
5	<p>(住宅用火災警報器の確認) 住宅用火災警報器の設置をどのように確認しますか？</p>	<p>設置義務箇所（寝室、階段上部など）の写真で確認しますので、添付してください。</p>
6	<p>(交付申請前の着手) 申請書を提出する前に工事を行ってもよいですか？</p>	<p>原則、交付決定後に工事着手していただきます。 なお、能登半島地震発生以降に、地震により一部破損した補助対象建築物を修繕する工事であれば、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手は可能です。 (※6ページ「時系列イメージ図」をご参照ください。)</p>
7	<p>(交付決定前の着手) 申請書を提出すれば、交付決定を待たずに工事を行ってもよいですか？</p>	<p>交付決定後に工事着手していただきます。 なお、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手は可能です。</p>
8	<p>(見積書の様式) 見積書の書式に指定はありますか？</p>	<p>見積書の書式に指定はありませんが、工事の内容が明確で、補助対象経費、補助対象外経費がわかるようにしてください。</p>
9	<p>(見積書等の宛名) 見積書、請求書、領収書等の宛名は誰にすればよいですか？</p>	<p>見積書、請求書、領収書等の宛名、補助金の振込先はすべて申請者となります。</p>
10	<p>(内容変更) 申請時から工事内容や工事金額が変更する場合は、どうなりますか？</p>	<p>内容が変更になる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。※軽微な変更は省略可 申請された工事内容の実績に応じて補助金交付します。交付決定後、交付金額の増額はできませんが、実績に応じて減額になる場合があります。</p>
11	<p>(工事の中止) 補助金交付決定後、工事を中止する場合は、どうなりますか？</p>	<p>工事を中止（リフォームを取り止める）する場合は、「事業中止届」を提出してください。</p>
12	<p>(工事写真) 工事写真は、どの程度必要ですか？</p>	<p>工事写真は、工事内容が申請書や見積書どおりに行われたかを確認するために使用します。 工事施工箇所すべての写真を添付してください。 実績報告書に添付する際は、できる限り写真を「施工前」と「施工後」を並列して作成してください。</p>

13	(補助金の支払い) 補助金は、いつ頃に交付されますか？	工事完了後に実績報告書を提出いただき、内容確認後に指定口座に振込みいたします。振込みまで約1か月を目安としておりますが、書類に不備があった場合は、時間がかかることがありますのでご了承ください。 なお、振込先は申請者の本人口座に限りませんので、直接、業者等への支払いはできません。
14	(アンケートの回答) 回答しなくてもよいですか？	リフォームの効果、補助金制度や手続き等について、今後の支援内容の参考にしたいため、ご意見をお聞かせいただきたいものです。 お答えいただける範囲で結構ですので、ご協力をお願いします。
15	(書き間違いの修正) 申請書類を書き間違えてしまいました。修正方法は？	修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに正しいものを記載してください。
施工業者		
16	(業者) 市内に店舗がある業者であればどこでもよいですか？	市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者が対象です。 市内に店舗があれば必ず対象となるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。 <対象外の例> 広域に展開している大型店、チェーン店など
17	(業者の紹介等) どの業者に依頼するのがよいか分からない。業者を紹介してもらえますか？ また、その内容が適正か確認してもらえますか？	業者の紹介は、行いません。 申請書類等を確認しますが、契約する工事の金額等が妥当か等については関与しませんので、申請者が内容を理解・納得したうえで、業者に工事を依頼してください。
18	(業者の変更) 申請時に計画していた施工業者から他の業者に変更は可能ですか？	交付決定は、申請時の工事内容を審査していますので、原則、施工業者の変更はできません。 やむを得ない理由で施工業者が変更となる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。
対象工事等		
19	(工事中、工事済) 工事中（工事済）ですが、申請できますか？	工事中（交付申請前の着手）または工事済のものは、対象になりません。（※能登半島地震により一部破損した補助対象建築物を修繕する場合を除きます。） 原則、交付決定後の工事着手になります。
20	(住宅と店舗) 店舗併用住宅の場合、補助対象額の算定方法はどのようになりますか？	住居部分と店舗部分のいずれかを補助対象（申請者が選択）になります。 屋根などで対象範囲が明確でない場合には、住居部分と店舗部分の床面積に応じて案分します。
21	(家電) テレビの購入は、対象ですか？	設置工事を伴わない（軽微な設置工事を含む）家電製品の購入は、対象外です。
22	(家電、家具) 台所のリフォームに合わせて、冷蔵庫と食器棚を購入したのですが、費用に含めてもいいですか？	台所のリフォーム工事のみ対象になります。 設置工事を伴わない家電製品の購入及び家具の設置は、対象外です。

23	<p>(台所) システムキッチン設置工事のうち、ガスコンロからIH調理器に取替する工事は対象となりますか？</p>	<p>設置工事を伴うIH調理器の取替工事は、対象となります。 単独製品（キッチンと一体になっていないもの）は、対象外です。</p>
24	<p>(物置) 小型物置（イナバ物置・ヨド物置等）の設置は、対象となりますか？</p>	<p>小型物置を固定する基礎工事（べた基礎・布基礎）が含まれるものについては、対象です。 基礎ブロックや転倒防止工事だけのものは、対象外です。</p>
25	<p>(空き家) 空き家をリフォームしたいと考えていますが、対象となりますか？</p>	<p>糸魚川市内に住民登録があり（住民登録する予定も含む）、リフォームする住宅に居住する場合は、対象となります。 ※ 空き家に関する補助金については「6 他の支援制度」をご参照ください。</p>
26	<p>(アパート、マンション、借家) 賃貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家）のリフォームは対象となりますか？</p>	<p>対象になりません。</p>
27	<p>(個人・直営施工の材料費) 個人（直営）でリフォームを行う予定ですが、その材料費などは、補助対象となりますか？</p>	<p>市内施工業者によるリフォーム工事が対象です。申請者が直営施工する場合は、対象外です。</p>
28	<p>(エアコン) エアコンの設置工事は、対象となりますか？</p>	<p><住宅> 空気清浄機能、換気機能付きエアコンの設置工事は、対象となります。 ※ 該当する製品型番は、国土交通省の専用HP（住宅省エネ2024キャンペーン）でご確認ください。記載されている機種が対象となります。</p>  <p><店舗> 一般のエアコンは、対象です。ただし、窓に取り付けるウインドエアコンは、対象外です。</p>

6 他の支援制度（住宅・店舗リフォーム補助金以外のもの）

詳しくは、それぞれのお問合せ先にご確認ください。（受付を終了している場合がありますので、ご注意ください。）

	支援制度	お問合せ先 電話 552-1511
福祉関係	① 介護保険 住宅改修 補助：7割～9割 上限14万円～18万円 内容：手すり取付、段差解消、洋式便器への取替等	福祉事務所 介護保険係 内線 2168
	② 在宅介護応援りほ一む事業補助金 （住宅改修） 補助：1/3 上限25万円 （エアコン取付） 補助：2/3 上限7万5千円 内容：住宅改修（30万円以上の補助対象工事） エアコン取付（65歳以上のみ世帯で住民税非課税かつ住宅に使用可能なエアコンがない世帯のエアコン設置費用）	
	③ 高齢者・障害者向け住宅整備事業補助金 補助：1/2、3/4、10/10 上限：高齢者30万円、障害者50万円 内容：居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の改造、階段昇降機・ホームエレベーターの設置	
空き家関係	④ UIターン促進空き家取得事業補助金 補助：1/10 上限160万円 （基本30万円＋加算10～90万円＋県10～40万円） 内容：登録空き家の取得にかかる経費	企画定住課 地域振興係 内線 2424
	⑤ UIターン促進空き家改修事業補助金 補助：1/3 上限50万円（基本30万円＋加算10～20万円） 内容：登録空き家の修繕、増築にかかる経費	
	⑥ 危険空き家除却支援補助金 補助：1/2 上限50万円 内容：危険空き家の解体、除却にかかる経費	環境生活課 市民生活係 内線 2181
耐震関係	⑦ 木造住宅耐震補強設計等支援事業 補助：1/3 上限10万円 内容：耐震診断の結果を基に、地震が起きても倒れにくくなるように、基礎や壁の補強などの改修工事の計画を行うもの （耐震診断の結果、総合評点が1.0未満）	都市政策課 都市計画係 内線 2372
	⑧ 木造住宅耐震改修支援事業 補助：1/3 上限65万円 内容：耐震補強設計を基にした改修工事（改修後に耐震評価1.0以上）	
	⑨ 耐震シェルター等設置補助事業 補助：1/2 上限20万円 内容：住宅が倒壊してしまった場合でも壊れない箱形の構造物を、1階の部屋に設置する工事（耐震診断の結果、総合評点が1.0未満）	
取壊し	⑩ 木造住宅除却支援事業 補助：1/3 上限30万円（居住誘導区域内へ転居の場合上限45万円） 内容：旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）の木造住宅を除却する経費で、継続して市内の耐震性のある住宅に住むこと	都市政策課 都市計画係 内線 2372
	⑪ ブロック塀等除却補助金 補助：1/2 上限10万円 内容：コンクリートブロック等の塀（高さ1m以上）の除却工事	

エ ネ ル ギ ー 関 係	⑫ ペレットストーブ設置事業補助金 補助：1/3 上限 15 万円 内容：ペレットストーブ本体、部材購入、取付け費用	環境生活課 環境係 内線 2185
	⑬ 住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金 補助：太陽光発電設備 40,000 円/kw 上限 20 万円 太陽熱利用温水器 設置費用の 1/4 上限 10 万円 定置用蓄電池 10,000 円/kw 上限 10 万円 内容：本体、部材購入、取付け費用	
	⑭ 省エネ診断等支援事業補助金 補助：上限 1 万円 内容：省エネ診断等に係る診断料	
	⑮ 省エネ住宅推進補助金 補助：30 万円 内容：糸魚川市省エネ住宅として認定された新築住宅の建築	
そ の 他	⑯ 新婚ハッピー住まいる補助金 補助：上限 50 万円 内容：結婚に伴い行った住宅の機能の維持または向上を図るために行う 修繕、増改築、設備更新などの工事費用	企画定住課 企画政策係 内線 2441
	⑰ ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業補助金 補助：1/2（地産地消推進店 60%） 上限 20 万円 内容：住宅等、店舗の新築等にかかる糸魚川産木材の購入費	農林水産課 林業水産係 内線 2333
	⑱ 被災住宅敷地復旧補助金 補助：1/2 上限 30 万円 内容：能登半島地震により被害を受けた住宅敷地において、造成ブロック 等の復旧に要する費用	建設課 管理住宅係 内線 2364
	⑲ 雪おろし安全対策支援事業補助金 補助：1/2 上限 10 万円 内容：命綱固定アンカー、転落防止柵、固定式昇降用はしごの設置工事	建設課 施設維持係 内線 2354

◆お問合せ先◆

糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係

電話：025-552-1511（内線 2364）、FAX：025-552-8477

メールアドレス：kanri@city.itoigawa.lg.jp

市専用 HP（ホーム>暮らし>住宅・土地>住宅・店舗リフォーム補助金） →

